

地域農林水産業の振興について

平成22年11月17日
中国地方知事会

地域農林水産業の振興について

2 米の需給調整の実効性確保

米の生産数量目標に基づく生産による需給調整システムを堅持し、平成23年度から行うこととしている棚上げ備蓄の確実かつ適切な時期での実施などにより、今後の需給調整の実効性を確保するとともに戸別所得補償制度を有効に機能する制度とすること。

農林水産業を取り巻く環境は、生産物価格の下落、米の需要低迷、安価な輸入品との競合、担い手の減少、高齢化等、厳しい課題に直面している。

一方で、食料自給率の向上、安全・安心な農林水産物の提供、農地や森林の有する公益性や多面的機能に対する住民の期待が高まっている。これらの課題や期待に対応するため、生産対策や生産基盤・生活環境の整備等を地域が主体的・総合的に実施し、活力ある農林水産業・農山漁村を構築する必要がある。

また、国においては農業の戸別所得補償制度を本格実施するとしているが、モル事業等で明らかになる課題への対応も必要となつていて。さらに、平成20年産米の大量在庫や平成21年産米の生産過剰により、平成22年産米の価格は前年同期に比べ大幅に下落している。

については、次の事項について強く要請する。

1 農業者戸別所得補償制度及び林業・水産業における新たな制度設計等

(1) 農業の戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、生産規模が小さく生産コストの高い中国地方が不利にならないよう、地域性に配慮した単価設定とすること。また、米価下落時に的確に対応できる十分な財源を確保するとともに、集落當農法人など持続可能な経営体育成を促進する加算措置を講じること。併せて制度の内容を早期に明確化すること。

(2) 新たに創設される産地資金の各都道府県への配分においては、地域特産物の振興等に支障が生じないよう、十分な予算措置を講じること。

(3) 果樹等について、地域の特性に合った付加価値の高い作物の生産及び果樹農家の経営安定を推進できる仕組みを制度化するとともに、十分な財源措置を講じること。

(4) 制度の実施が見送られた畜産・酪農分野については、現行の経営安定対策の充実強化を図ること。

(5) 事業実施主体の整理統合に当たっては、地方自治体の意見、農業団体等が抱っている役割などの現状を踏まえた実効性のある体制となるよう検討するとともに、財源確保、事務手続きの簡素化に努めること。

(6) 「森林管理・環境保全直接支払制度（仮称）」については、森の荒廃を招くことのないよう、森林所有者等の意見を踏まえて、慎重に制度を構築すること。「資源管理・漁業所得補償対策」の導入に当たっては、地方の実態を踏まえ、漁業者が取り組みやすく過大な負担とならない制度となるよう、地方の意見を十分に反映させること。

(7) 新たに創設される「鳥獣被害緊急総合対策」の実施に当たっては、鳥獣被害が深刻な中国地方の実態等に即し、水稻や野菜、果樹を対象とするなど、継続的かつ弾力的な制度とすること。

3 口蹄疫の防止と発生時の対応に係る万全の措置

今後の口蹄疫発生に備えて、宮崎県で発生した口蹄疫の感染経路を解明し、ウイルスの侵入防止対策を早期に改定すること。
また、今後、恒常的な対応が可能となるよう、家畜伝染病予防法を改定すること。
し、併せて口蹄疫防疫指針も改定すること。
口蹄疫が発生した場合、発生県のみでの対応が困難となる場合も想定されることはから、発生後直ちに都道府県を越えて家畜防疫員を派遣できる体制を構築すること。

4 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）に係る関係国協議と地域農業の振興

環太平洋パートナーシップ協定（TPP）への参加は、貿易・投資などの完全な自由化が図られ、経済的にも大きな効果が見込まれる一方、農業に関しては、生産条件の不利な中山間地域を多く抱える中国地方においては極めて大きな影響を受けるとともに、洪水防止や水源涵養などの多面的機能も失われるおそれがある。

このため、関係国との協議を進めるに当たっては、農業経営や農業が果たしている多面的機能に与える影響にも配慮するとともに、十分な国民的議論を経て方針を決定すること。

平成22年11月17日



中 国 地 方 知 事

鳥取県知事 平 沟
島根県知事 岡山県知事 広島県知事 山口県知事
井 口 伸 善 正
井 崎 井 弘
治 兼 彦 成